

三重大学学芸学部歴史研究会会則

第一章 総 則

オ一系 本会は三重大學學芸學部歴史研究会と称する。

オ二系 本会はより深い歴史の研究を確実すると同時に会员相互の親睦をはかる事を目的とする。

オ三系 本会は前系の目的を達成する為に史料の蒐集講読、展覧、史跡見学旅行等を行うと同時に原則として年二回の会誌を発行しその他必要に応じて諸々の事業を行う。

オ四系 本会は學芸學部歴史専攻生、同卒業生で構成される。但し本会の目的に賛成するものは特別会員としてその入会を役員会に於て認める。

第二章 役員及び役員会

オ五系 1. 本会には左の役員を置き任期は一ヶ年とする。但し再任は妨げない。

1. 連絡委員長 一名 2. 書記 一名 3. 会計 一名 4. 運営委員 八名
5. 自由委員 三名

ニミこの他役員会が必要と認める時特別役員を置く事が出来る。

オ六系 連絡委員長、書記、会計は東会に於て歴史専攻生の中から選出され運営委員は各期別に二名ずつ互選される。

オ七系 本会役員は東会に於て出席者数の三分の二以上又不適当と認めた場合はこれをリコールする事が出来る。

オ八系 本会は歴史学担当の教官を顧問とする。

オ九系 役員会は連絡委員長が必要と認める時これを招集する事が出来る。

第三章 東会及び総会

オ十系 東会は本会の最高議決機関であり東会は原則として毎一回招集される。

(以下裏表紙裏につづく)

オナ一系　集会は在學金員の二分の一以上の出席を以て成立する。且し二分の一に満たない場合でも運営委員長が
必要と認める時はこれを成立させる事が出来る。

オナ二系　総会は全金員で開かれ研究發表並びに新體を目的とする命令とし原則として年一回ひらかれる。

第四章 財 改

オ十三系　本会の費用はクラス費並びに金員より徵集される会費によつてまかなわれる。

オナ四系　本会は会員年一五、四時別会員より年二十。田の会費を徵集する。

オ十五系　本会の會計年度は四月一日より翌年の三月三十日までとし財政は會計が原則として前期 後期の年二回

これを報告する。

オ十六系　會計監査は役員会に於て行う。

第五章 稽 则

オ十七系　本会則は昭和三十二年五月　日より効力を発する。

オ十八系　本会則の改正は集会に於てこれを行う。